

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 1	令和 6 年度における留置業務に関する実地監査 結果について	令和 7 年 4 月 17 日 警 務 部
----------------------------	-----------------------------------	--------------------------

報告事項

香川県警察における留置業務に関する訓令第 14 条第 3 項の規定により、令和 6 年度における実地監査結果を報告する。

1 実施時期及び対象所属

実 施 日	対象所属	実 施 日	対象所属
令和 6 年 6 月 26 日	さぬき警察署	令和 6 年 9 月 6 日	観音寺警察署
令和 6 年 7 月 9 日	高松東警察署	令和 6 年 9 月 18 日	丸亀警察署
令和 6 年 7 月 12 日	坂出警察署	令和 6 年 11 月 13 日	高松南警察署
令和 6 年 7 月 16 日	三豊警察署	令和 7 年 1 月 27 日	高松北警察署
令和 6 年 8 月 27 日	琴平警察署	令和 7 年 1 月 29 日	高松西警察署
令和 6 年 9 月 3 日	小豆警察署		

2 監査官

警務部留置管理課長

3 監査項目

- (1) 留置業務管理者等による指揮監督状況
- (2) 被留置者の自殺及び逃走等の防止対策
- (3) 留置場内への危険物等持ち込まれ防止対策
- (4) 捜留分離及び捜留連携の実施状況
- (5) 被留置者の性別及び属性等に応じた処遇の実施状況
- (6) 留置施設内の規律と秩序の維持状況及び反則行為に対する禁止措置の実施状況
- (7) 戒具の使用及び保護室への収容状況
- (8) 適切な護送業務の推進

4 監査結果

令和 6 年度の実地監査については、早急に是正改善すべき指摘事項は認められなかった。

また特に良好であった点として、

- ・ 警務部長賞に満たない実績の護送補勤者に署長賞を授与する等士気高揚方策がとられている。
 - ・ 留置業務管理者等が留置管理業務に強い関心を持ち、陣頭指揮を執っている。
- 等が挙げられ、各署にも紹介のうえ、執るべき施策の指針とした。

公安委員会 説明資料 No. 2	令和 6 年度に実施された監査委員による定期監査の結果及び香川県警察が実施した会計監査の実施結果について	令和 7 年 4 月 17 日 警 務 部
報告事項 令和 6 年度に実施された監査委員による定期監査の結果及び香川県警察が実施した会計監査の結果について報告する。		
1 令和 6 年度に実施された監査委員による定期監査の結果 (1) 実施期間 令和 7 年 1 月 9 日～22 日 ※ 監査委員事務局による予備調査 令和 6 年 11 月 6 日～11 月 29 日 (2) 監査委員 白鳥代表監査委員以下 4 人 (3) 対象所属 全 44 所属（警察本部 32 所属及び 12 警察署） (4) 監査対象 令和 6 年度の財務事務全般 (5) 監査方法 実地監査及び書面監査（7 警察署は、書面監査のみ） (6) 監査結果の報告及び公表 令和 7 年 3 月 25 日、監査委員から警察本部長に対する講評があり、同日付け文書で、公安委員会宛てに監査の結果に関する報告が提出された。 報告の内容は、県報に登載されるとともに、県ホームページにおいて公表された。 (7) 監査の結果 ア 指摘事項 該当事項なし イ 指導注意事項 該当事項なし ウ 検討指示事項 該当事項なし ※是正又は改善が必要とされる事項はいずれもなし。 2 令和 6 年度に香川県警察が実施した会計監査の結果 (1) 重点項目 捜査費、旅費及び契約関係事務並びに収入調定事務 (2) 対象年度 令和 6 年度（受監日前日まで）及び令和 5 年度（令和 5 年 10 月以降） (3) 実施期間 令和 6 年 8 月 19 日から同年 10 月 11 日までの間 (4) 対象所属 全 44 所属（警察本部 32 所属及び 12 警察署） (5) 実施者 警察本部長、警務部長、会計課長等 (6) 実施方法 対面監査、書面監査、物品確認等 (7) 実施結果 おおむね適正に処理されており、訓令第 6 条第 1 項の会計経理の取扱いの是正又		

は改善の指示に該当する事項は認められなかったが、軽微な口頭指導事項について、速やかに是正又は改善させた。

(8) 令和7年度の実施予定

令和7年度に香川県警察が実施する会計監査については、令和6年度の監査結果等を踏まえ、捜査費、旅費、契約、物品管理及び支出等関係文書の管理を重点的に実施する予定。

公安委員会 説明資料 No. 3	令和 7 年第 1 四半期における贈与等の報告について	令和 7 年 4 月 17 日 警 務 部
報告事項 香川県職員倫理条例に基づく令和 7 年第 1 四半期（1 ～ 3 月）の贈与等報告書の提出があったので報告する。		
1 報告の対象となる期間 令和 7 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間 2 報告の対象となる職員 管理職員（給料の特別調整額の支給を受ける職員） 3 報告件数 1 件 ○ 警察活動に対する慰労としてかけそばの接待を受領（琴平警察署） 4 参考（贈与報告書の閲覧） 香川県職員倫理条例第 6 条第 2 項の規定による閲覧の対象（1 件につき 2 万円を超える場合）は、1 件である。		

公 安 委 員 会	令和 7 年 3 月中の苦情申出の受理・処理状況	令和 7 年 4 月 17 日
説 明 資 料 No. 4	及び感謝事例について	警 務 部

報告事項

○ 令和 7 年 3 月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会 1 件、警察 3 件

○ 令和 7 年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会 2 件、警察 5 件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公 安 委 員 会	件 数	0	1	1										2
	前 年 比	±0	+1	±0										+1
警 察	件 数	0	2	3										5
	前 年 比	-1	+1	±0										±0

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	3 月		累計			3 月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺失・拾得届										
窓口・電話対応	1		1		1					
各種保護										
職務質問・検問									2 (2)	
110 番対応・臨場									1 (1)	
各種相談									1 (1)	
少年補導										
被害届等										
告訴・告発										
捜査(逮捕、取調等)		1 (1)		2 (2)		2	2 (1)	3	4 (3)	2
交通指導取締り				1 (1)					1 (1)	
交通事故処理										
その他			1	1 (1)	1	1	1 (1)	2	2 (2)	2
合 計	1	1 (1)	2	4 (4)	2	3	3 (2)	5	11 (10)	4

(注) 上記表中の () 内の数字は、前年までの受理分で内数

3 主な感謝事例

○ 警察官による困りごと対応への感謝 1 件

公 安 委 員 会 説明資料No. 5	令和 7 年度香川県機動警察通信隊の指名式及び 機器取扱訓練の実施について	令和 7 年 4 月 17 日 情 報 通 信 部
報告事項 令和 7 年度香川県機動警察通信隊の指名式及び機器取扱訓練の実施状況について報告する。		
1 機動警察通信隊の主な活動内容と編成 (1) 主な活動内容 - ア 情報通信対策（災害・事故、警衛・警護、犯罪の捜査等） - イ 初動警察通信活動 - ウ 捜査支援活動（カメラ設置） - エ 各種訓練・教養 (2) 編成 総員約30人 2 指名式の実施 (1) 日時 令和 7 年 4 月 10 日（木）午前11時00分から (2) 場所 警察本部 3 階302会議室 (3) 出席者 ○ 情報通信部長以下情報通信部幹部 ○ 機動警察通信隊（隊長、本隊副隊長、本隊員、予備隊副隊長及び予備隊班長） 3 機器取扱訓練の実施 (1) 実施年月日 令和 7 年 4 月 9 日（水）及び同月10日（木） (2) 実施場所 警察本部 5 階機動通信課執務室等 (3) 出席者 機動警察通信隊本隊隊員及び予備隊隊員 (4) 訓練内容 - ア ヘリコプターテレビ用可搬追尾受信設備の立ち上げ及び追尾訓練 - イ 災害現場等における映像撮影及び伝送訓練		